

ID: 46

担当部署: 日置支所

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	長門市公設自動車置場条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第3条 前条に掲げる自動車置場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、自動車置場の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日